

平成27年度

登米市老人保健施設事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月4日提出〕

宮城県 登米市

議案第10号

平成27年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 平成27年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度登米市老人保健施設事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（1）入所利用者数	26,718人	△571人	26,147人
うち短期入所者数	1,830人	1,372人	3,202人
（2）通所利用者数	7,245人	210人	7,455人
（3）一日平均入所者数	73人	△2人	71人
うち短期入所者数	5人	4人	9人
（4）一日平均通所利用者数	23人	1人	24人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 老健事業収益	391,628千円	△18,768千円	372,860千円
第1項 事業収益	390,325千円	△18,768千円	371,557千円
	支	出	
第1款 老健事業費用	466,463千円	△1,931千円	464,532千円
第1項 事業費用	424,088千円	△1,611千円	422,477千円
第2項 事業外費用	15,481千円	△320千円	15,161千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	294,010千円	2,389千円	296,399千円

（たな卸資産購入限度額）

第5条 予算第8条に定めた、たな卸資産購入限度額を18,804千円に改める。

(債務負担行為)

第6条 予算第9条に定めた債務負担行為の追加は「第1表 債務負担行為補正」による。

平成28年2月4日提出

登米市長 布施 孝 尚

第 1 表 債務負担行為補正

1. 追 加

事 項	期 間	限 度 額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る 業務の委託等に関する契約	平成 2 8 年度	平成28年度当初予算 に計上する当該契約 に係る予算の範囲内